

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年3月8日付け27環保第2305号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成28年2月26日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成23年10月2日に開かれた佐藤雄平知事と細野豪志原発相兼環境相の会談記録」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成28年3月8日付けで、本件請求に対応する公文書は取得・作成していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成28年3月11日付けで実施機関に対し異議申立てを行い、実施機関は、同月14日に異議申立書を収受した。
- 4 実施機関は、平成28年3月24日付け27環保第2422号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、改めて文書の存在を調査し、開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という）について「取得・作成していないため、保有していません。」と「不存在」を主張しているが、福島県知事と原発相兼環境相による、いわば公人の会談の記録がないとは全く信じがたい。
- (2) とりわけ、このような住民の命と安全にかかわる重要な会談の記録は、必ずや残されているものと考ええる。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が対象公文書を不開示とした理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、平成23年10月2日に開催された佐藤雄平福島県知事（以下「知事」という。）と細野豪志原発相兼環境相（以下「環境相」という。）の会談（以下「本件会談」という。）の記録であると解した。

2 不開示理由について

- (1) 本件会談は、平成23年9月28日に環境省が開催した「除染実施に向けた市町村説明会」において、追加被ばく線量がおおむね年間1～5ミリシーベルトの地域で市町村の判断で行う除染については、局所的な除染のみを対象として国が財政支援を行うとの説明があったことを受けて、知事から環境相に対し、国の責任において財政上の措置を含む万全な対応を講じるよう、要請書による要請等を行うとともに、中間貯蔵施設についての具体の考え方の速やかな提示と、インフラの早期復旧及び医療の再生並びに帰還住民の生業の確保に対する支援について、口頭で要請したものである。
- (2) 実施機関が、本件会談を所管していた災害対策本部原子力班（以下「原子力班」という。）から引き継いだ文書を検索した結果、対象公文書は見つからなかった。  
また、本件会談の担当者であった原子力班の環境回復チームリーダーに聞き取りを行ったところ、当日の会談には出席しておらず、対象公文書を作成・保有していないことを確認した。  
さらには、災害対策本部の業務の一部を引き継いだ災害対策課をはじめ、関連があると思われる原子力安全対策課、企画調整課、環境共生課、一般廃棄物課及び産業廃棄物課にも確認を行ったが、いずれも本件会談には出席しておらず、対象公文書を作成・保有していないことを確認したため、対象公文書の不存在を理由として不開示決定としたものである。
- (3) 平成28年3月11日付け本件異議申立てを受けて、改めて文書を検索するとともに、関係各課に再度聞き取り調査を行ったが、本件会談の記録の存在は確認できなかった。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

### 2 対象公文書について

対象公文書は、本件会談における知事及び環境相の発言等を記録した文書であると考えられる。

### 3 対象公文書の保有の有無について

当審査会は、実施機関から口頭による理由説明を受けた後、対象公文書の存否について、調査対象の範囲を広げるなどさらに詳細な調査を行う必要があると判断し、実施機関に再調査を要請した。

その結果、実施機関から、当審査会へ次のとおり報告があった。

- (1) 本件会談に関与した可能性のある担当者の聞き取り範囲を広げ、原子力班の主体

となっていた生活環境部の環境保全担当次長、原子力班の班長（原子力安全対策課長）、環境回復チームリーダー（環境共生課長・再度の聞き取り）及びチーム員に聞き取りを行った。

(2) 聞き取りした内容は、次のとおりであった。

ア 当時は、原子力班が所管する業務に関し、知事と大臣クラスの要人との会談が頻繁に行われていたが、会談には、知事及び両副知事が出席し、生活環境部長又は生活環境部環境保全担当次長が同席することが通例となっており、班長以下の担当職員は同席しないのが一般的であった。

イ 本件会談には、当時の例により生活環境部環境保全担当次長が同席したが、他の会談と同様に記録の作成は行わなかった。

また、担当であった環境回復チームの職員は、国に対する要請事項等について知事への事前説明は行ったものの、本件会談には同席していなかったため、報道されたこと以外の事実は承知していなかった。

#### 4 本件処分の妥当性

実施機関は、第4における主張のとおり対象公文書の検索を行うとともに、関係各課及び当時の関係職員へ確認を行った結果、対象公文書は発見できなかったため、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

さらに、実施機関は、当審査会からの再調査の要請を受け、以前よりも対象公文書の検索及び聞き取り確認の対象者等の範囲を広げて再調査を行ったが、対象公文書の存在を確認するには至らなかった。

以上の事実を踏まえると、第4における実施機関の主張と前記3の実施機関の説明に不合理又は不自然な点は認められず、また、対象公文書の存在を推認させる事情も認められない。

#### 5 結 論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月24日	・ 諮問書受付
平成28年 3月30日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 4月 6日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成28年 5月13日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成30年 2月16日 (第263回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成30年 3月29日 (第264回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成30年 4月25日 (第265回審査会)	・ 審議
平成30年 5月21日 (第266回審査会)	・ 審議
平成30年 6月18日 (第267回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者